

子どもの定期予防接種（予防接種法に基づく予防接種）

健康推進課 ☎441-6100

予防接種は、ワクチンを接種することで免疫をつけ、子どもを病気から守ります。市では、接種機会を逃さないよう、子どもの年齢・月齢に応じた定期予防接種の案内を個別通知しています。

●予防接種の受け方

指定医療機関に予約し、接種当日は、母子健康手帳と予診票をお持ちください。

☑無料（公費負担）

☑指定医療機関は、個別に通知する案内、市☑または調布市医師会☑参照

●市外での接種

狛江市・世田谷区・三鷹市・府中市の指定医療機関でも定期予防接種が受けられます（BCGは府中市のみ）。調布市の予診票を直接指定医療機関にお持ちください。

また、上記以外の自治体で予防接種を希望する場合は、事前に「定期予防接種実施依頼書交付申請書」を健康推進課に提出し、「定期予防接種実施依頼書」の交付を受けてください。予防接種の費用を自己負担した場合は、接種完了後に申請すると費用の一部または全額を助成します。

定期予防接種を通知する時期と受けられる期間

予防接種法に基づく「定期予防接種」は、対象年齢が決まっています。この年齢以外で接種する場合は、「任意予防接種（有料）」として受けることになります。接種回数・間隔はワクチンの種類によって異なります。下表は、標準的な接種回数・間隔です。詳細は、市からの通知または市☑でご確認ください。

☑市からの通知時期より早く予診票が必要な場合は要問い合わせ。市内指定医療機関では備え付けの予診票あり

- 定期予防接種の対象期間
- 標準的な接種期間（丸数字は接種回数）
- 法定外予防接種（無料）が受けられる期間
- 特例対象者が定期予防接種を受けられる期間
- 市から通知する時期
- 標準的な接種回数・間隔

ワクチンの種類 対象年齢	ヒブ (4回) 不活化ワクチン	小児用肺炎球菌 (4回) 不活化ワクチン	B型肝炎 (3回) 不活化ワクチン	四種混合(4回) (百日せき・ジフテリア 破傷風・不活化ポリオ または三種混合 +不活化ポリオ) 不活化ワクチン	BCG (1回) 生ワクチン	麻しん(はしか) 風しん (2回) 生ワクチン	水痘 (みずぼうそう) (2回) 生ワクチン	日本脳炎 (4回) 不活化ワクチン	二種混合 (1回) (ジフテリア 破傷風) 不活化ワクチン	子宮頸がん (3回) 不活化ワクチン
1カ月	①	①	①	①						
2カ月	②	②	②	②						
3カ月	③	③	③	③						
4カ月	④	④	④	④						
5カ月					①					
6カ月										
7カ月										
8カ月										
9カ月										
10カ月										
11カ月										
1歳						①				
2歳										
3歳										
4歳										
5歳										
6歳										
7歳										
8歳										
9歳										
10歳										
11歳										
12歳										
13歳										
14歳										
15歳										
16歳										
17歳										
18歳										
19歳										
20歳										

●母さん助けて詐欺（振り込め詐欺）にご注意ください

だまし文句として、「会社の小切手などが入ったかばんを置き忘れた」「妊娠トラブル」「会社の金を横領」が全体の約8割を占めています。怪しいと思ったら、すぐ110番か調布警察署（☎488-0110）へ通報してください。（総合防災安全課）